

出先機関改革に関する地方ヒアリングの概要

＜出先機関改革に係る全国知事会ヒアリング（4月15日）の概要＞

- 「国の出先機関原則廃止」との政府の方針に沿って国に残す事務を極限し、地方に出来ることは出来るだけ地方に移管するという考え方を基本に事務の仕分けを行った。
- 中間報告では、地方分権改革推進委員会や全国知事会のこれまでの検討成果を踏まえ、8府省15系統（17機関）を当面の検討対象とした。
- 国と地方の二重行政の無駄を解消し、住民ニーズに柔軟に対応するには、住民ガバナンスの下にある地方自治体が地域の行政サービスを担う必要がある。
- 事務の地方移管に伴い財源が保障されるかという懸念が示されている。中間報告の取りまとめに当たっては、財源は当然国の責任で保障すべきものという前提で仕分けをした。
- 地域主権推進大綱が出るのが24年、実現するのが25年度以降で、それまで具体的な姿が何も見えないということになる。
- 地方移管の一斉実施にこだわるのではなく、手挙げ方式や特区制度などの検討も必要であり、そのための法律や制度の受け皿を作ることが重要
- 都道府県労働局のうちハローワークの業務については、地方移管することで二重行政の弊害も解消されるのではないかと議論もあつた。一方で、労働基準行政については、全国一律的な要素もあり、国の事務としてなじみやすいという意見があるのも事実
- 法務局の事務については、法人設立等国家の作用として基本的な事項を担うことから国の区分ではないかとの議論もあつた。一方で、パスポートの発給は、実際には県がやっている。法務局の仕事も地方移管となればプラスになるところもあるはず。

- 国有林野事業については、多額の債務をどう処理するかという議論の整理ができれば、国に残す事務を極限する観点から、地方に移管する事務として検討可能
- 地方移管に当たっては、国においても人員をスリム化してもらうのが原則
- 財源移譲は、地方でやれば効率が良くなるという意見もあるが、総枠の確保が基本
- 大方は協議会方式で対応可能と見ているが、法人格を持つ広域連合の方が安心との意見もある。しかし、広域連合については法律で厳格な要件が定められており、場合によっては法改正も視野に入れることが必要である。
- 国の出先機関については我々には情報が限られている。国の出先機関の事務に係るデータを取りづらいのが実態。こうした点について地域主権戦略会議が主体的に取り組んで頂きたい。

<出先機関改革に係る全国市長会、全国町村会ヒアリング（4月22日）の概要>

- 国、都道府県、市町村の役割分担が不明確なことから、責任の所在があいまいとなり、組織の肥大化や手続の複雑化などの支障が生じている。出先機関の事務・権限については、まず、工程表をしっかりと決めて、補完性、近接性の原理に基づき、役割分担を明確にすることが必要
- 出先機関改革の検討に当たっては、現在、各機関で行っている事務権限の必要性を精査し、まず、徹底した権限の整理合理化を図るべき。
- 政令市においては、真に国・道府県が担わなければならない事務以外の事務全てを移譲することが必要だと考えるが、手挙げ方式による地方移管の先行事例をつくることは可能である。

- 地方においては、これまで国を超える行革を進めてきた。事務・権限の見直しに伴う国の職員の地方移管に当たっては、まず、国において行革を徹底し、人員のスリム化を図った上で、地方が主体的に選考する仕組みとすること。
- 各出先機関の事務・権限の地方移管に当たっては、人件費を含め、必要な財源を全て地方に移譲することが必要
- 国の出先機関の見直しに伴い、都道府県に対し事務・権限の移譲が行われた場合、改革後における国の機関及び都道府県に対し市町村の意見が反映されるための仕組みづくりが必要
- 直轄河川、直轄国道の地方への権限移譲に当たっては、関係地方自治体と十分な協議を行うとともに、移譲後も移譲前と同水準の整備及び管理が担保できる仕組みを構築すること。
- 出先機関改革の議論に併せて、現在の都道府県の事務・権限の多くを基礎自治体に移譲すること。